

支援している方が逮捕された！

安心してください

当番弁護士がいます！

とうほんべんごし

当番弁護士とは？

逮捕・勾留された方のために、**無料**で  
弁護士が一度面会に行き、アドバイスをする制度です

1 奈良弁護士会に電話！

奈良弁護士会

0742

(23)

9300

平日

9:30~17:00

(上記以外は留守電対応)



「〇〇センターの●●です。△△さんの支援  
をしています」

「△△さんは、〇月△日に〇〇をしたという  
疑いで逮捕され、●●警察署にいます」

「当番弁護士を依頼します」

「△△さんの障がいについてお話ししたいの  
で、面会前に連絡をください。私の連絡先  
は 090-〇〇〇〇-×××× です」

2 弁護士にお話してください

コミュニ  
ケーション  
の特徴

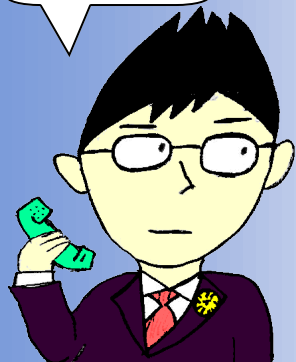
苦手なこと

どうしました？

障がい

あなたが心配して  
いることを弁護士  
に伝えてください

3 弁護士が本人と面会します





## Q 当番弁護士は何をしてくれるの？

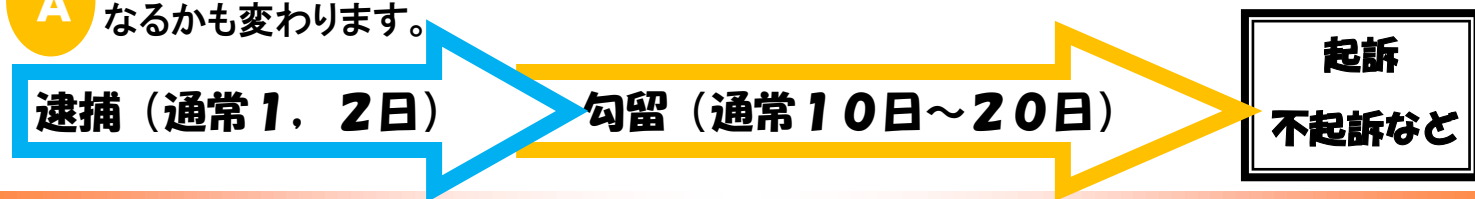
**A** できるだけ早く本人の元に面会に駆けつけ、本人の相談に乗ります。そして、逮捕後の手続きの流れや今後の見通し、取調べの注意点を伝えます。当番弁護士が、引き続き本人のサポートをすることもできます。

## Q 本人の情報を、当番弁護士に伝えた方がいいの？

**A** 本人が障がいを抱える場合、弁護士のアドバイスがうまく伝わらない場合があります。その結果、真実と異なる証拠が捜査機関によって作られてしまうおそれがあります。そんなとき、当番弁護士に本人の障がいについての前提知識があれば、当番弁護士が工夫しながら接見を行い、適切にアドバイスを伝えることができます。

## Q 今後、本人はどうなるの？

**A** 通常、逮捕、勾留の手続きがとられます。その後は、**検察官の判断**によって、本人がどうなるかも変わります。



## Q 本人に、面会することはできるの？

**A** 面会することはできます(なお、面会が禁止されている場合もあります)。ただし、平日の日中に限られ、時間は15分程度、1日1組(1組3人まで)等といった決まりがあります。その他、身分証明書の提示が必要な場合もあります。まずは、各警察署の留置管理課りゅうちかんりかにご確認ください。

## Q 本人に、差し入れをすることはできるの？

**A** 差し入れをすることもできます(なお、差し入れが禁止されている場合もあります)。衣服(ひもがついていないもの)、書籍、現金、レターセット(切手含む)などが、一般的に要望が多いものですが、何が差し入れ可能かについては、まずは、各警察署の留置管理課りゅうちかんりかにご確認ください。

## Q 警察や検察から問い合わせ(事情聴取)があったら？

**A** 本人のことについて、警察や検察から問い合わせ(事情聴取)があっても、任意のものなので、断ってもかまいません。そうさくさしおさただし、裁判所からの搜索差押えの令状などに基づく捜査は、資料の提出等に  
応じなければならない場合もあり、迷った場合は、弁護士等にご相談ください。

